

八重児第665号

令和2年8月14日

保護者 各位

八重瀬町長 新垣 安弘

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための家庭保育への積極的な
要請期間の延長について

平素より、新型コロナウイルス感染症予防対策にご対応いただき感謝申し上げます。

さて、令和2年8月8日付、八重児第644号により、家庭保育の積極的な要請をしておりますが、このたび沖縄県独自の緊急事態宣言の期間延長に伴い、本町が実施している家庭保育要請期間も延長いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、日常とは違う生活を強いられていると思います。この難局を乗り切るため各ご家庭におかれましては、すでに取り組まれていることを含め、感染拡大防止対策について1人1人が実施できる小さなことからの実施をあらためてよろしく願いいたします。

○期間：令和2年8月1日（土）から8月29日（土）

○家庭保育した場合の保育料の取り扱いについて

- ・保育料については、上記の期間に協力いただいた日数に応じて日割りによる減免・返還等の対象となります。
- ・減免・返還方法等については、後日お知らせします。

※家庭保育可能な方は、各施設へご連絡をお願いします。

※本通知は、保育が必要な方に強制力のある登園自粛をお願いするものではありません。

【各施設へ登園する際の協力事項】

- ・児童の保護者による登園前の健康状態の確認（検温等）を必ず行い、発熱や呼吸器の症状（咳・のどの痛み等）がある場合は、登園をご遠慮ください。

（本文書は8月14日時点のものであり、今後、変更があり得ることをご承知おきください）

お問い合わせ先 八重瀬町児童家庭課
子育て支援係 電話：098-998-7163